



2024年6月6日

各 位

会 社 名 日本管財ホールディングス株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福田 慎太郎
(コード番号 9347 東証 プライム)
広 報 ・ I R ・
問 合 せ 先 責 任 者 マーケティング 黒 田 大 輔
室 長
電 話 番 号 (03)5299-0885

当社連結子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である東京キャピタルマネジメント株式会社（以下「TCM」といいます。）は、大阪府より、賃貸借物件の明渡し等を求める訴訟を提起され、2023年3月14日に第一審判決が言い渡されました。TCM はこれに対し、2023年3月24日に大阪高等裁判所に控訴しておりましたが、大阪高等裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決の言渡しがあった裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 大阪高等裁判所（事件番号：令和5年（ネ）第914号）
 - (2) 年月日 2024年6月5日
2. 訴訟の当事者
 - (1) 控訴人 東京キャピタルマネジメント株式会社
(東京都港区西新橋1-14-2)
 - (2) 相控訴人 株式会社さきしまコスモタワーホテル開発
(大阪府大阪市中央区北久宝寺町4-4-15)
及びその代表者
株式会社さきしまコスモタワーホテル
(大阪府大阪市中央区北久宝寺町4-4-15)
 - (3) 被控訴人 大阪府

3. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

TCM は、2020年11月10日付けで、大阪府より、株式会社さきしまコスモタワーホテル開発及びその代表者並びに株式会社さきしまコスモタワーホテル（以下「ホテル開発ら」といいます。）と共に、TCM がマスターリース事業者として関与していた賃貸借物件の明渡し等を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起されました。そして、大阪地方裁判所は、2023年3月14日、TCM 及びホテル開発らに対し、賃貸借物件の明渡し及び賃料相当損害金等として2,095百万円と明渡しまでの1か月当たり70百万円の金員の連帯支払等を命じる旨の第一審判決を言い渡しました。

TCM 及びホテル開発らは、第一審判決を不服として、2023年3月24日付けで大阪高等裁判所に控訴していたところ、大阪高等裁判所にて判決が言い渡されました。

4. 判決の内容

大阪高等裁判所は、第一審判決の内容を変更し、TCMが負担すべき賃料相当損害金等の額を、2,095百万円と明渡しまでの1か月当たり70百万円から、801百万円と明渡しまでの1か月当たり25百万円に減額しました。なお、この賃料相当損害金等は、株式会社さきしまコスモタワーホテル開発及び株式会社さきしまコスモタワーホテルと連帯して負担するよう命じられています。

5. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議・検討のうえ決定いたします。

なお、当社業績への影響は現時点では未確定ですが、今後、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以 上